

議案第43号

岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月24日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例

岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年岩倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「母子・父子家庭医療費」を「母子・父子家庭医療費（次項第5号を除き、以下「医療費」という。）」に改め、同条第3項中「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算」を「政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「第3条第1項」を「次条第1項」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（支給の範囲）

第5条 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

第6条第1項中「第3条第1項」を「前条第1項」に改める。

第8条中「病気」を「疾病」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第3項の規定は、令和3年3月1日から適用する。